

広川町農業委員会

第1回総会議事録

令和5年8月16日

広川町農業委員会第1回総会議事録

令和5年8月16日広川町農業委員会第1回総会が福岡八女農協広川地区センター2階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 非農地証明に関する件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|------|-------|----|--------|
| 会長 | 古賀秀之 | 6 | 稲員繁広 |
| 会長代理 | 山村佳代子 | 7 | 鐘ヶ江百合子 |
| 1 | 中村和浩 | 8 | 舩越誠治 |
| 2 | 萩尾喜久夫 | 9 | 稲員雅史 |
| 3 | 丸山敬二郎 | 10 | 野田光浩 |
| 4 | 馬場啓介 | 11 | 中島隆二 |
| 5 | 渡邊和江 | 12 | 古賀貴美夫 |

農地利用最適化推進委員

| 議席 | 氏名 | 議席 | 氏名 |
|----|------|----|-------|
| 15 | 田中健一 | 22 | 弓削和幸 |
| 16 | 姫野剛 | 23 | 末安富士子 |
| 17 | 重松嘉治 | 24 | 野田隆文 |
| 18 | 小林栄一 | 25 | 山下淳 |
| 19 | 山下憲繁 | 26 | 渡邊和宏 |
| 20 | 馬場健作 | 27 | 古賀優 |
| 21 | 雨森純司 | | |

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 熊添 博 江原 俊亮

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 あいさつ及び委員自己紹介（略）本日は、報告事項 6 件、議案第 1 号 3 件、議案第 2 号 5 件、議案第 3 号 2 件、議案第 4 号 2 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願ひします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願ひします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、2 番 萩尾喜久夫 農業委員、12 番 古賀喜美夫 農業委員を指名し審議に移ります。報告事項 1 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願ひします。

事務局説明 順位 1 大字一條 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 解約理由 耕作者の都合により解約後は別の農家が取得。順位 2 大字一條 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 解約理由 地権者の都合により解約後は別の農家が取得。順位 3 大字一條字 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 耕作者の都合により解約後は賃貸借により再契約。順位 4 大字一條 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 地権者の都合により解約後は賃貸借により再契約。順位 5 大字一條 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 耕作者の都合により解約後は使用貸借により再契約。順位 6 大字一條 借受人：■■■■、貸付人：■■■■ 地権者の都合により解約後は使用貸借により再契約。

議長 事務局の説明が終わりました。報告事項 1 順位 1 から順位 6 について質問意見等ありましたらお願ひします。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので次に移ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願ひします。

事務局説明 順位 1 大字川上 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 申請理由 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願ひします。

21 番 雨森純司 推進委員 前委員の中島さんから引き継いだ案件で申請地を確認したところ事務局から説明がありましたとおり農地として管理されていたのでよろしくお願ひします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願ひします。

委員 質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について異議のない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 2 について事務局の説明をお願ひします。

事務局説明 順位 2 大字久泉字 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 申請理由 贈与

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願ひします。

20 番 馬場健作 推進委員 申請人は兄弟で、贈与を受けた後は自家用野菜を作付けられるということですのでよろしくお願いします。

4 番 馬場啓介 推進委員 補足になりますが譲渡人の■■ ■■さんが高齢となりましたので整理したいということでしたので補足説明いたします。

議 長 担当委員さんと農業委員の説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 3 大字広川 他 2 筆 譲受人：■■ ■■、譲渡人：■■ ■■ 申請理由
売買

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 申請地は以前パチンコ店で転用許可を受けておられましたが計画が中止となり許可取消された農地で譲渡人の■■ ■■さんが高齢ですので、八女市の■■ ■■さんが農地で取得し栗や果樹を栽培したいということですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 譲受人の■■ ■■さんの仕事は何をされているんですか。

24 番 野田隆文 推進委員 八女市で土建業をされています。

8 番 船越誠治 農業委員 図面をみると申請地までの耕作道がないようになっているんですか。

事務局 確認しましたところ、隣接地が■■ ■■さんの親戚の方が所有されており申請地まで通行することに同意されているということです。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

委 員 質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とし次に進みます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許

可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 1 大字新代 他 2 筆 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由
共同住宅（3 棟 22 戸）

議 長 事務局の説明が終わりましたので前担当委員の船越誠治農業委員から説明をお願い
してよろしいでしょうか。

8 番 船越誠治 農業委員 前回、保留した案件で事務局から説明がありましたとおり排水
計画が北側の道路側溝から東の水路を通じて松の木川に流すということで計画されておりました
が大雨の時に災害の危険性があるのではないかとということで保留されていた案件です。
この間の大雨の時に現地を見に行ったところ北側の円通寺からの水路の雨水が申請地の東側
の水路に主に流れてきており、申請地からの雨水は申請地の中の水路に流れておりました。

申請人代理（■■ ■■氏、 ■■ ■■氏）着席

■■ ■■ 今回、申請人の■■ ■■さんの建築の請負依頼を受けた■■ ■■です。また排水
計画等の設計をお願いしております。■■ ■■さんにもお願いして来ていただいております。
今回の建築の計画ですけれどもお手元にお配りした資料で詳細については■■ ■■から
説明をお願いしますが、申請地内に駐車場用地を調整池として貯留して水量の調整を行い、
大雨の時に水路に大量の雨水が流れないようにする計画にしております。

■■ ■■ お手元にお配りしている計画図の朱線の部分が今回、転用申請している農地で
3,000 m²以上の開発する場合は町と排水の協議をするようになっております、この場合農地
から宅地に転用した場合水の流れる速度と浸透する量が変わりますのでその対策として 30
年に一度の大雨を想定して駐車場を利用して調整池を設けるように計画しております。当初
は申請地の中の水路に流す予定でしたが下流は民地でしたので同意が取れませんでしたので
北側の道路側溝から松の木川に流すように計画を変更しております。

5 番 渡邊和江 農業委員 調整池は駐車場の下に 30 cmの深さに掘られるんですか。

■■ ■■ 南北に勾配をつけてすり鉢状にして駐車場の溝から道路側溝に流すようにし
ております。

5 番 渡邊和江 農業委員 大雨の時は駐車場に停められている自動車は大丈夫でしょうか。

■■ ■■ 災害の保険に加入されるように入居される際に説明いたします。

5 番 渡邊和江 農業委員 排水される水路は狭いように思いますが大雨の時は大丈夫でし
ょうか。

■■ ■■ それを緩和するために申請人の方をお願いして調整池を整備されるようにして
います。

5 番 渡邊和江 農業委員 今までの大雨の時でも水路が溢れるということですが、今度ア
スファルト舗装にされるということで水路への流量が増えると思いますが。

■■ ■■ 私達も転用後の雨水が一気に水路に流れないように調整池を設けて転用前の流
量と変わらないように調整池で流量を調整するように計画しています。

5 番 渡邊和江 農業委員 大東建託では、他でもアパートを建ててあると思いますが、他に

駐車場用地を調整池で利用されている所もあるんですか。

■■■■ 県の指導により駐車場用地を調整池として利用している所もあります。

4番 馬場啓介 農業委員 30年に一度の降水量はどれくらいでしょうか。また調整池の貯水量はどれくらいの貯水能力があるんですか。

■■■■ 1時間130ミリ位を想定しており、貯水量については118 m³位貯水するように計画しております。

8番 船越誠治 農業委員 雨水等がどのように流れるのか詳しく説明をお願いします。

■■■■氏 地形図により排水計画について説明

議長 質問意見等を中断して一旦休憩したいと思います。

休憩 14:50分 再開 15:00分

議長 休憩を取消して再開します。申請代理人の方に対して質問意見等がありましたらお願いします。

10番 野田光浩 農業委員 行政区長や水利関係の同意については当初の計画で同意してあるんでしょうか。

■■■■ 変更後の排水計画について説明し了解は取れています。また、区長から松の木川に流れる水路整備について町に要望されるようお願いしております。

4番 馬場啓介 農業委員 申請地の盛土はどれくらいされるんでしょうか。また、進入はどちらからされるんですか。

■■■■ 西側は整地するくらいですが、東側は勾配を取るために60 cm位盛土する計画です。また、進入路については北側から進入する計画になっています。

8番 船越誠治 農業委員 申請地内の水路について町との協議はできているんですか。

■■■■ 町の建設課に占用許可申請をしています。

11番 古賀貴美夫 農業委員 排水計画については北側の道路側溝から水路に流すのがいけないということでしょうか。

事務局 いけないということではなく、大雨の時に申請人が提案されている排水計画で災害が発生しないのかを心配しておられます。

議長 他に申請代理人の方に質問意見等がないようでしたら退席していただきます。

申請人代理 (■■■■氏、■■■■氏) 退席

議長 審議を再開します。委員の方達からこの案件につきまして皆様大雨の時の排水について心配されている色々な意見が出されております。今回、私達が現地調査した時は荒れた状態でしたので周辺の状況から農地として管理されるのは厳しいのではないかという意見がありました。農業委員会としても再度委員の皆様にご審議をお願いして採決したいと思います。

す。

5番 渡邊和江 農業委員 近所の方達は、この申請について同意されているんですか。

事務局 隣接農地については同意されている旨の書類が添付されています。

5番 渡邊和江 農業委員 住宅の方達の同意はされているんですか。

事務局 住宅の方達の同意書は添付されていません。

23番 末安富士子 推進委員 申請地の周辺に防火水槽はあるんですか。

事務局 消火栓があると思います。

23番 末安富士子 推進委員 調整池の規模を大きくして防火水槽として活用することはできないでしょうか。

議長 消火設備については、既存の消火栓を利用して対応されると思います。

1番 中村和浩 農業委員 大雨の時の排水について委員の皆様が心配されているのも十分わかりますが、申請人の方も被害防止については調整池を設ける等できるだけことはされるということですので後は農業委員の個人個人の判断で採決したらどうでしょうか。

3番 丸山敬二郎 農業委員 申請地は宅地に囲まれた農地ですので、今後も農地として管理することは困難ではないかと思います。

22番 弓削和幸 推進委員 調整池について今計画されている規模以上の調整池を整備されるようお願いできないでしょうか。また、駐車場の舗装も浸透性が高い舗装にしたいだけないかと思います。

議長 弓削委員の意見もわかりますが、申請人の方も調整池を整備される等できる限りの被害対策を計画されておりますのでその点も踏まえて各々で判断していただきたいと思います。

22番 弓削和幸 推進委員 今日、結論を出さなければならないんでしょうか。

17番 重松嘉治 推進委員 委員になって日が浅くてわからないのですが、今回の申請を可決して災害が起きた場合は農業委員会が責任を負わなければならないんでしょうか。

議長 委員の方々は水害が発生した時の排水計画について心配されておられ、農業委員会が責任を負わなければならないようなことはありません。

17番 重松嘉治 推進委員 現在の農地の状態でも水害は起きるわけですから、申請人の方はアパートを建てる際に調整池を整備して個人でできる最大限の被害対策をされるということですから問題はないと思いますが。

議長 委員の方達は転用された後に大雨が降った時この規模の調整池で本当に対応できるのかと心配されています。

4番 馬場啓介 農業委員 農業委員会としては転用した時に周囲の農地にどのような影響を与えるかを審議すべきではないんですか。

議 長 先程も申し上げましたが、申請地周辺の農地もかなり荒れた状態でした。

24 番 野田隆文 推進委員 農地が荒れていれば転用もやむを得ないと言うように聞こえましたが農業委員会としては農地の管理をされるよう指導すべきではないでしょうか。

議 長 今後、遠方の方が相続された場合、管理できない農地が増えてくるのではないかと懸念しているということです。船越委員にお聞きしますが前回の農地パトロールの時申請地はどのような状況だったのでしょうか。

8 番 船越誠治 農業委員 年に1回は草刈りをされて管理されていますが保全管理が続くと遊休農地になることが懸念されます。

議 長 事務局と協議しましたが2回保留するのは無理だということですので採決を取り県に判断を委ねることにしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員異議なし

議 長 では、この案件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

賛成挙手過半数

議 長 賛成挙手過半数でしたので可決いたしますが、皆様から出された意見については意見書に記載して県に進達いたします。次に順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位2 大字新代 他2筆 譲受人：■■■■ (持分1/2)、■■■■ (持分1/2) 譲渡人：■■■■ 申請理由 一般住宅用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21 番 雨森純司 推進委員 この案件につきましても前推進委員の中島さんから引き継いだもので、只今事務局から説明がありましたとおりですのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。順位3について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位3 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 一般住宅用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 申請地は以前ブドウを栽培されておりましたが現在は更地にな

って管理されております。周辺は住宅が建っており水利承諾も取られており何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 4 大字広川 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 資材置
場用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 只今事務局から説明がありましたとおりで、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 申請地への出入口はどのようになっているんですか。

事務局 申請地の南側から出入りされるようになっております。

議 長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について異議がない方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 5 について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位 5 大字一條 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 駐車場
用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 前委員の中島さんから引き継いだ案件であります。申請地は管理があまりされていませんが転用に際しては何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見

等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位5について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とし次に移ります。議案第3号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位1 大字六田 申請人：■■■■ 申請理由：50年前から自宅敷地の一部になっているため。

議長 この案件につきましては現地調査の当番委員と事務局で現地調査をしたときに確認しており自宅敷地の一部になっていたことを報告いたします。この件について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とし次に進みます。順位2について事務局の説明をお願いします

事務局説明 順位2 大字広川 申請人：■■■■ 申請理由 狭小な農地で農地として耕作していないため。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24番 野田隆文 推進委員 事務局から説明がありましたとおり狭い農地で農地として耕作されていませんのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位2について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とし次に移ります。議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 所有権移転 順位1 大字一條 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 順

位2 大字川上 他1筆 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■

議 長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。所有権移転順位1及び順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議 長 意見もないようですので採決に移ります。順位1及び順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。